# 松島町営バス運行業務委託仕様書

1　委託業務番号　　令和９年度　環９委第００７号

2　委託業務の名称　　松島町営バス運行業務委託

3　業務履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで
（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

4　委託業務の対象区域　松島町営バス運行ルート

5　委託業務の目的

松島町における公共交通空白地域等の利便性の向上を図り、町民の快適な活動の確保及び社会参加の促進に寄与することを目的として、道路運送法第７８条の規定に基づく、松島町営バス（以下「町営バス」という。）を運行する。

また、地域に即した地域内交通網とするため、運行の現状把握や課題抽出、分析等を行い、地域ニーズに応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築につなげていくことを目的とする。

6　委託業務の内容

（１）町営バス運行業務

受託者は、委託者が貸与するマイクロバス及び小型バス車両（以下「車両」という。）を利用し、町営バスの運行を行うものとする。

町営バスの運行にあたっては、別紙１　松島町営バス運行条例、別紙２　松島町営バス運行条例施行規則及び道路運送法等関係法令を遵守し安全運転に努めることはもとより、町が運行事業者であるという意識を常に持ち、利用者の満足度及び利便性の向上に努めなければならない。

① 運行形態

定時定路線　自家用有償旅客運送　道路運送法第７８条
（北松島線・北松島線(中廻り)・松島東線・松島西線）

② 運休日

日曜日、祝日、１２月２９日から翌年１月３日までとする。ただし、天災等で運行ができない場合については、別途協議する。

③ 運行路線

別紙３　松島町営バス運行路線図・別紙４　公共交通マップに示す運行路線とする。

④ 運行時刻

別紙５　松島町営バス時刻表に示す運行時刻とする。

⑤ 停留所

・別紙６　松島町営バス停留所一覧表に示す停留所とする。
・停留所標識は、委託者が管理・修繕を行うものとするが、標識の破損等異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告を行うなど、受託者も協力すること。

⑥ フリー乗降区間

路線のうち、停留所以外の場所であっても自由に乗降できるフリー区間を設定しているので、利用者の安全確保及び道路状況等に配慮した上で適切な対応を行うこと。

【フリー区間】

北松島線 〇滝ノ沢～富田

北松島線(中廻り) 〇根廻児童公園～富田

（２）使用料及び各種乗車券に関する業務

① 使用料の徴収

・町民バスの利用者からは、別紙７ 松島町営バス運賃表に定める使用料を徴収すること。

・使用料は、普通乗車券(現金)又は町長の発行する回数乗車券若しくは定期乗車券により徴収しなければならない。

② 使用料徴収に伴う釣り銭等

車両には両替機を設置していないため、受託者は、使用料の徴収に伴い発生する釣り銭や両替に対応できるよう、あらかじめ小銭等を準備しておくこと。

③ 使用料の納入

受託者は、当該運行日に徴収した使用料を、松島町営バス使用料入金伝票を添えて翌日（原則として午前１１時まで）に総務課環境防災班事務室に搬入し、町職員の確認を受けること。ただし、翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日に搬入するものとする。なお、これらに要する費用は、受託者の負担とする。

④ 各種乗車券及び減免乗車証等の取り扱い

・利用者が降車する際に、各種乗車券又は減免乗車証等の確認を確実に行うこと。

・回数乗車券の販売をバス車内にて行うこと。

⑤ 回数乗車券の受払

・回数乗車券は、委託者から毎月２６日に翌月分を払い出す。

・回数乗車券は、委託者が別に指定する受払簿により日々の受け払いについて管理を行い、翌月の１０日までに残枚数と受払簿を委託者に提出すること。

⑥ 遅延証明書の交付

乗客から遅延証明書の発行を求められた場合は、遅延証明書を交付すること。

（３）運行業務に付随する業務

① 運行管理

・受託者は、運転者に対し、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録すること。

・受託者は、運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行うこと。また、その確認の内容を記録し、当該記録を１年間保存するとともにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

・受託者は、運行管理の責任者を置くこと。運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代理するものを定め、適切な運行管理の実施を確保すること。

・委託業務責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。

② 接遇及び苦情等対応

・利用者等に対して常に親切かつ誠意をもって対応し、サービス向上に努めること。

・苦情、トラブルが発生した際は、苦情を申し出た者に対して遅滞なく弁明すること。また、その内容を委託者に報告し、対応を協議するとともに、その改善に努めること。

③ 事故及び緊急・災害時の対応

・天災、交通事故、車両の故障等その他やむを得ない理由により本業務に支障が生じた時、又は生じる恐れがある時、受託者は直ちに委託者へ連絡するとともに適正な処置をとること。その際、運行ダイヤに混乱をきたさぬよう、受託者の判断において、代務運転者の配置や代替車両の運行を行うなど、迅速かつ適切に対応すること。事故及び緊急時の対応として、代替車両を含む全ての車両に無線を設置すること。なお、無線は受託者側で準備し、設置すること。

④ 業務記録等の作成・報告

・受託者は、料金別、支払種別毎に乗車人数を把握し、業務記録を作成すること。

・業務記録は、月毎にまとめ、業務報告書として委託者が指定する日までに報告を行うこと。

⑤ 乗降調査等業務

・受託者は、乗降調査（年４回／１回当たり１週間）を行うこと。

・委託者が必要に応じて行う調査に協力すること。

⑥ 車両待機場（文化観光交流館倉庫）の清掃及び管理業務

・受託者は、車両待機場の清潔保持及び維持管理に努めること。

⑦ 給油作業

・バス運行に伴い生じる給油に関しては、委託者の指定する給油所で業務に支障が生じない時間帯に給油すること。

・燃料は委託者の負担とする。

（４）業務役割分担

委託者と受託者の役割分担については、別紙８　業務分担表のとおりとする。

7　運転者の確保

（１）本業務の運行に伴う運転者は、受託者が確保する。

（２）運転者は道路運送法施行規則第５１条の１６の要件を満たす者のうち、バスの運転経験を有する健康な者で、原則として過去において道路交通法に違反して刑に処せられたことのない者とし、委託者が別に定める様式により、運行業務を行う運転者について委託者に報告するものとする。

（３）事業の円滑な開始や町営バス利用環境の急激な変化を防ぐため、現在町営バス運転手として就労している会計年度任用職員の継続雇用について特段の配慮を依頼する。

（４）運転者の労働時間等は関係法令を遵守し、必要人員を確保して運行に支障が生じないよう配慮すること。

8　運行車両

（１）運行に使用する車両については、委託者が準備する。※別紙９　自動車検査証記録事項参照

【貸与車両】マイクロバス２台、小型バス２台

① 宮城200さ30-44（日野リエッセⅡ）＿リース車両

② 宮城200さ30-84（三菱ローザ）＿リース車両

③ 宮城200さ31-40 （トヨタハイエースコミューター）＿リース車両
④ 宮城200さ31-41 （トヨタハイエースコミューター）＿リース車両

（２）上記車両の他、運行に使用する車両に万が一の事態があった場合に備え、代替車両を受託者側が準備すること。

９ 車両の保管等

（１）車両の保管場所は「松島町文化観光交流館　西側駐車場」とし、車両の保管は受託者において行うものとする。ただし、受託者所有等の管理敷地(駐車場等)で車両の保管を行う場合は保管場所の状況が確認出来る資料を委託者へ提出し、承認を得ること。

（２）車両は、本業務のみに使用するものとする。

１０ 車両の整備及び維持管理

（１）道路運送車両法の規定による車両の整備及び維持管理については、受託者が責任を持って行うものとし、利用者のサービス向上のため、細心の注意を払い車両の点検及び清掃等を行うこと。なお、日常点検、洗車、車内清掃及び車両の保管に要する経費は、受託者の負担とする。

（２）上記以外の車両の整備及び維持管理等に要する経費については、委託者が負担する。

（３）使用する車両を毀損、滅失等をした場合、その原因が受託者の故意又は過失によるときは、その修理費用、損失費用等は受託者の負担とする。

１１ 運行管理者等の選任

受託者は、道路運送法第２３条の２の規定により運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理の責任者を選任し、これを委託者に報告すること。また、道路運送車両法第５０条第１項の規定により整備管理者を選任し、これを委託者に報告すること。なお、管理者の設置等に関する費用は、受託者の負担とする。

１２ 損害賠償責任及び任意保険への加入

運行業務中に発生した交通事故等の損害又は傷害の賠償は、受託者がその責を負うものとし、被害者との協議は、委託者及び受託者が協力して解決にあたるものとする。

受託者は、代替車両を含む車両について賠償責任の担保として、あらかじめ次の基準を満たす任意保険に加入することとし、証書の写しを委託者へ提出すること。

【任意保険】

①賠償 対 人：１人につき無制限
対 物：１事故につき無制限

②傷害 人 身：１人につき１０，０００万円
搭乗者：１人につき　５，０００万円

１３ 運行業務上の注意事項

（１）関係する法令等を遵守すること。

（２）安全運行に万全を期すること。

（３）定時性の確保に努め、運行に大幅な遅れが生じる場合等は適宜委託者へ連絡すること。

（４）車内アナウンス及び行先表示器の操作を正確に行うこと。
（５）利用者には、平等かつ公平に接すること。
（６）バス車内の忘れ物についての対応をすること。
（７）個人情報及び業務上知り得た情報の取扱いには十分留意すること。
（８）委託者の信用を失墜するような行為は行わないこと。
（９）委託者と連携を図り、利用促進、運行改善等に努めること。

１４ ドライブレコーダーに関すること

町民バス運行に係る安全運転意識及び運転マナー向上、交通事故又はトラブル等発生時における責任や事実の明確化並びに、犯罪捜査への協力による犯罪抑止の強化を図るため、町営バス車両にはドライブレコーダーの設置を行っているが、受託者で用意する代替車両1台にも受託者負担でドライブレコーダーを設置することとする。(町取付品同等品以上※DENSO DN-PROⅣ 車内・車外各1基)

なお、車内外で撮影記録された利用者の映像・音声などの個人情報については、適用される法令を尊守し、適正な運用に努めること。

また、事故等の発生に関連し、委託者が資料の提供の要請を行った場合、受託者が保有する個人情報の開示に協力すること。

１５ バスロケーションシステムに関すること

委託者は、利用者の利便性向上を図るため、現在の運行状況をウェブサイト等で確認できるよう全車両にバスロケーションシステムを導入・整備し、管理すること。((有)エイ・ケイ・システム[Bus Go!]同等品以上)

なお、業務履行にあたり知り得た秘密や個人情報を第三者へ漏らし、または不当な目的で利用してはならない。

１６ 運行業務委託料の支払い

委託料は、毎月の運行業務の実績に基づいて支払うものとし、受託者は、当該月の業務報告書に１日毎の業務記録を添付し、翌月の１０日までに提出すること。ただし、３月分については、３月３１日まで提出するものとする。

委託者は、業務報告書の内容を審査し、問題がない場合には、請求があった日から１５日以内に受託者の指定した口座に支払うものとする。

１７ 運行業務内容の変更

更なる利便性の向上やバス運行の効率化等のため、運行経路や停留所位置等、運行内容の変更を行う場合は、委託者の指示に従い柔軟に対応し運行を行うものとする。この場合、委託者は受託者の同意を得た上で変更を実施する。

１８ その他

（１）本業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
（２）契約期間満了後に伴い、受託者が変更となる場合は、事業者間で危険箇所や注意点等の引継ぎを行うこと。

（３）入札書には、３年間の経費を税抜きで記載すること。また委託費に係る内訳書を入札日当日に入札執行者へ提出すること。

（４）本仕様書に定めのない事項及び業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

（５）契約解除条項

令和９年４月１日以降、松島町の歳出予算において、この業務委託にかかる予算額について減額又は削除があった場合には、松島町は業務委託契約を解除することができる。